	事務事業名	6	984	市	民相談事業										
I	担当組織	市民生活部				ß	くらし安心課					担当	á	相談担当	
I	組織コード	R3	13	06	00	会計·款·項·目·大事業·中事業	R3	01	02	01	10	01	01	記入日	令和 3年 6月 4日
		R2	13	06	00		R2	01	02	01	10	01	01		

#### 1. 事務事業の概要

	総合振興計画上の位置づけ									
基本目標	03	● 対象								
分野	06									
施策	35	市民相談機能の充実	│ ○ 対象外							
事業期間	昭和									
根拠法令 通 達 等	市民									
事業区分	0	○ 法定受託事務 ○ 自治事務のうち義務的なもの ● 自治事務のうち任意のもの								
対象	市民	市民で諸問題を抱える者								
事業目的	市民が日常生活において、抱えているさまざまな諸問題に対し、円満な解決方法を助言する。									
事業内容	よろず相談、国税相談、厚生年金・労務相談、土地家屋調査士相談、行政相談、人権相談、法律相談、司法書士相談、行政 書士相談、住まいの何でも相談、公正証書・遺言相談、マンション管理士相談、犯罪被害者支援特設相談、不動産相談									
実施主体	■市	īによる単独直営 ■委託 (□3tウ・財団	□企業  ■	■市民·NPO) ■協働·協力	( )					

#### 2. 実施結果

			令和2年度		令和3年度	令和4年度		令和	和5年度	令和6年度
			執行額(千円	)	予算額 (千円)	計画額(千円)		計画額(千円)		計画額(千円)
	:	事業内容	よろず相談タ 1 3 相談	١	よろず相談外 13相談		ず相談外 相談		らず相談外 3 相談	よろず相談外 13相談
事		事 業 費	6, 817		7, 059	7, 229		7, 229		7, 229
事業の予算		国庫支出金		0 0		0		0		0
予	財源	県支出金		85	89	95		95		95
	源     内	起 債		0	0		0		0	0
実績	内一訳	その他		3	4		3		3	3
傾		一般財源	6, 729		6, 966	7, 131			7, 131	7, 131
		人 件 費	10, 039. 8		8, 655		8, 655	8, 655		8, 655
	投入	常勤職員	1. 45	人	1. 25 人	1. 25 人			1.25人	1. 25 人
	人員	非常勤職員	0	人	0. 25 人		0.25人		0.25人	0. 25 人
	事	業費+人件費	16,	857	15, 714		15, 884		15, 884	15, 884
		指標名		単位	説明・算定	]式	R 1 目 R 1 実		R 2 目標 R 2 実績	R 3 目標 R 3 実績
且	活動	法律相談開催日数	Ţ	日				100 100	10: 10:	
	活動 ②	市民相談開催日数	ţ	日	日 よろず・各種相談 数(法律相談除く		396 396		39	
目標達成状況	成果	法律相談受付件数	Į.	件	ж (АН IIIXM V)		580 425		60	0 600
,,,,	成果	市民相談受付件数	ζ	件 よろず・各種相談				712	73	0 730
	2				数(法律相談除く)		594		60	5   —
		■ B:活動・成果 <i>の</i>	)いずれかを達成し	した。						

## 目標達成 状況 の分析

法律相談・市民相談の開催日数については目標を達成した。法律相談など専門相談はやや減少したが、核家族化・単身化が進 み、身近な相談相手がいないためか、よろず相談については以前よりやや増加傾向にある。

各種相談に関しては、週2回の無料の法律相談の他、司法書士相談をはじめ多くの相談メニューを用意しており、概ね多様化 する市民の要望に沿った相談を案内することができている。

### 3. 評価結果

		評価結果		施策の目標達成に向けて貢献しているか。				
	30年度	1 年度	2年度	A:施策の目標達成に大いに貢献している。				
施策への貢献度	A A A		А	<判断理由> 市民の抱えている問題(要望・苦情・疑問・悩みごと)に対し、解決の糸口; つかるよう、専門相談員が適切に助言を行っている。無料相談のため、すべ市民が平等に、気軽にアドバイスを受けることができ、市民の安心した生活は献している。				
		評価結果		事業費・人件費の水準は適正か。				
	3 0 年度 1 年度 2 年度			A:経費の精査が十分になされている。				
経費水準	A A A			< 判断理由> 各種相談において、他市の状況や民間の相場を踏まえ、相談員を派遣する各士支部と十分協議した上で、低価格で受諾していただいている。				
		評価結果		事業手法は適正か。				
	30年度 1年度 2年度 B:事業手法は適正な内容である			B:事業手法は適正な内容である。				
事業手法	ВВВВ		В	<判断理由> 相談内容が整理されていない場合や多岐にわたる場合には、あらかじめよろずる 談で聞き取りを行なった上で、相談内容にあった相談を案内しているなど、事業 手法は適正である。				
	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。				
	30年度	1 年度	2年度	A:受益・負担は十分な検討、見直しを実施している。				
受益・負担の公平性	А	А	А	<判断理由> 相談は無料で実施しており、全ての市民が平等に相談を受けられる機会が与えられている。また、特定の市民が繰り返し相談を受けることがない様、同一案件に関しては相談は一回限りとしている。相談窓口については、広報やホームページなどで周知するなど、普及啓発を行っている。				

# 4. 令和2年度中に実施した見直し内容

	│ より多くの市民が各種専門相談を知る機会を得ることが出来るよう、広報の他、ホームページでも毎月情報を更 │ 新し、周知を行っている。
 見直し内容	ALCO MINIETI DE CO CO
	│ 今後も市民の相談内容における傾向を把握し、必要に応じて見直しを行いながら、相談体制を維持していく。ま │
	た、相談メニューのみならず、関係各課との連携を取りながら、相談者の不安を解消すべく業務を実施していく
見直しの効果	
	また市民相談窓口について、より多くの市民に適切に活用していただけるよう、今後もあらゆる層に対応できる
	ようイベント等で周知を行う等、工夫して啓発を行っていく。

# 5. 今後の方針

	● 1 現状で継続	○2拡大して継続	○3縮小して継続	○ 4他事業と統合	○ 5休止
	○ 6 その他見直し	〇 令和 4 年度で終了	○令和3年度で終了	○ 令和 2 年度で終了	
事業の方向性	めか、近隣とのトラ	ブル(主に騒音や境界等 必要があるため、各種®	等) についての相談が均	増加している。市で介え	目談する相手がいないた 人できない問題を市民が ヒ考えられ、継続的な事
今後の取組方針	ていく。また、専門本 う業務を実施していまた市民相談窓口にで	目談の案内だけでなく、 く。	庁内関係各課との連携 民に適切に活用していた	<b>통を取りながら、相談</b> れ	がら、相談体制を維持し 皆の不安を解消出来るよ トームページやイベント